

に限り、規則に従つて貸付けたものである。

### 第三節 本校設置区域内各縣協議會並に各縣經費分擔等

曩に第二章第四節に記した通り、本校に於ては、明治二十年八月、第五區地方九州各縣の關係者と相談會を開き、その席上、野村校長は、「高等中學校に諮問委員なるものを設くべし、と文部大臣よりの達しがあり、既に他の高等中學校に於ては、教頭幹事教諭等を以て組織せし所も有るが、それでは範圍狭く、且、常務を議すると同一の状態なので、當校に於ては、諮問委員を廣く九州各縣より組織して、年一回會合を乞ひ、生徒養成上の得失を研究し、以て大臣の意に副ひたいと思ふが、其の可否に就いて御商議を煩したい、尤も其の人員及び會合の都合等は、口頭にして詳細陳述致さう。」と述べてゐるが、文部省が次の商議委員規程六條の訓令を出したのは、同二十一年三月二十三日のことである。

商議委員規程

#### 商議委員規程

- 第一條 本校重要ノ事件ヲ商議スル爲メ商議委員ヲ置ク
- 第二條 商議委員ハ三名以上七名以下トシ學校長ノ推薦ニ依リ文部大臣之ヲ命ス
- 第三條 商議委員ノ會議ニ附スヘキモノハ學科課程重要ノ諸規則經費ノ豫算其他本校ノ利害ノ銷長ニ關スル事項トス但學校長ノ見込ニ依リ尙其他ノ事項ヲ會議ニ附スルコトヲ得
- 第四條 商議委員會ノ議案ハ學校長之ヲ提出スルモノトス

第五條 商議委員會ハ學校長ヲ以テ會長トシ委員半數已上出席スレハ議事ヲ結了スルコトヲ得

第六條 商議委員ハ五ケ年ヲ以テ任期トス任期滿ツルノ後時宜ニ依リ更ニ勸續ヲ命スルコトアルヘシ

而して該訓令は、明治三十四年五月二十二日、時の文部大臣松田正久氏の名を以て之を廢止せられるまで、十餘年の間行はれてゐた筈であるけれども、前言の通り、本校に在りては、組織の範圍も廣く、従つて、協議の事項も多つたわけである。即ち本校に於ける商議委員會は、二十年八月の相談會であり、又、その後にはける協議會であるので、當時の記録も「相談會議録」と題せられてゐるからである。

二十一年の相談會

明治二十一年の相談會は、十月五日午前九時、本校より、野村校長・西邨教頭・大橋幹事・吉田醫學部長、校外よりは、黒田鹿兒島縣尋常師範學校校長兼學務課長外二十七名出席（熊本高等小學校長坂口元雄の名あるは特例）の上開會。劈頭、野村校長は參會者の勞を犒ひたる後、本會を開いたのは、單り尋常中學校に裨益するのみならず、九州一般の教育上にも鴻益を起し、國家教育上大いなる影響を來すものと考へる旨を述べ、次いで配布せる三箇條（第一項入學試業の成績に關するもの、第二項器械體操に關するもの、第三項商議委員に關するもの）に就いて質問應答した後、商議委員を廣く各縣より選舉する件に就いては、一人を除く殆ど全數の起立賛成を得て可決し、相談會を年一回開くの件に就いては、過半數の起立賛成を以て、口頭の約束に止めずして、今後成文と爲すことに定め、小山健三・藤崎熊雄（熊本縣學務課）の二名を起草委員に指名することとして、正午閉會。

第二日は、翌六日午前九時開會、起草原案八項に就いて慎重審議の後修正可決し、七日は日曜日に付休會して、八日午前九時再開。先日配布せる相談の件に遷らんとするに先だち、大橋幹事は、協議會規約は既に議決せられ

杉浦次長の演説

たるも、第一項の如き字義を用ふる時は、甚だ狹義に失するを以て、將來學校の消長にも關はる事故、寧ろ成文にせざるを良しとす、されば議決を顧みず、各員の意見を聞きましと陳ぶるや、議論百出して決せず、會長は衆議に問ひたる後、文字上に付取調委員を置くことに決し、投票の結果、西村・大橋・黒田・小山・佐々の五氏當選、一同、杉浦専門學務局長の演説を聞く。

私が只今御申すことは、文部省の意見には之なく、私一己の考にありて、先刻より諸君の御説の如く、尋常中學より高等中學へ連絡を通ずる事にあり。其順序は、高等中學より大學へ入るの道あるが如くにあり。然るに其順序を経ず、尋常中學を卒り、直に東京へ至り、私塾等に入り、二三年を経漸く第一高等中學へ入るの仕來りにありし。然る處十九年に至りて、第五の高等中學を置かれたれば、先之に入るものとなし、尋常中學へ入るは則ち大學に入るの豫備にありて、高等中學へ入るものは、先づ大學へ入るものと見做さざるを得ず。然るに此私立學校に入る如き有様に至る。因て按ずるに、地方の尋常中學生徒學力の弱きは、教員の分業によると分業によらざることに原因せり。其所以は高等中學に至りては、一の専門を以て教員が授業するにあり、尋常中學教員は、八宗兼學と云ふ有様にてあるが故に、尋常中學より高等中學へ入るの試験に於て、大に學力の差異を生ぜり。然らば則ち便法となる階梯を研究せざるべからず。果して連絡を實行し得ることとなれば、尋常中學に入る生徒は、大に大成の望みを以てするのみならず、經濟上宜しきを得るべし。然らば此間に間隙なからしめんには、便法を置かざるべからず。先づ尋常中學優等の卒業生一二名づつを高等中學の本科へ入れ、以て研究なさしむべし。若し落第するものありとせば、先二年の規程を以てせば、三年の期を與ふべし。是の

二三年間は他の自修の間と見做すも敢て無益なかるべし。此策を得る事となれば、尋常中學卒業の上高等中學本科に入學すれば、經濟のみならず、尋常中學の修業間、充分準備を得、轉學するも差程生徒修學の困難もなかるべし。茲は未だ實驗上に依らざるべからざる次第なれども、先一言を演べて諸君の考按を伺はんとす。(以上、筆記の原文に句讀濁點を施せるもの)

杉浦次長の演説了るや、會長は再び相談の件に關する意見の開陳を促せば、器械體操は、身體を強壯敏捷ならしめるばかりでなく、學業の發達及び大成を爲すには、尤も決斷力を増進するの効力もあると賛同する者もありて、全員賛成可決し、商議委員に就いては、各種の意見も出でたが、結局他の高等中學に於ける如く、校長幹事教諭等を以て組織することを止めて、本校部商議委員と醫學部商議委員との二つを組織し、委員は獨り教育家のみならず、常置委員或は名望家の如き一己の資格を以てする時は、裨益する所も多からんとする提案の旨趣に賛成し、委員は同一にして、その小部分に至りては、一・二と分選することに決したのである。

而して九日午後一時、師團副官安藤少佐は、西原二等軍醫を伴ひて來校、徵兵身體検査方法及び全國の身體検査成績等に就いて一場の演説を爲し、之を以て會議も全部終了したが、十月十日の入學式には、次長及び參會員一同も列席したのである。

協議會規

約

## 第五高等中學校設置區域内各縣協議會規約

第一項 本會ハ第五高等中學校設置區域内各縣尋常中學校ト高等中學トノ連絡ニ關スル諸般ヲ協議スルカ爲メニ之ヲ設ク

第二項 本會ハ高等中學校設置區域内ニ在ル左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 高等中學校職員 若干名

一 尋常中學校長 尋常中學ノ資格  
アル學校亦同ジ

一 尋常中學校教員 尋常中學ノ資格  
アル學校亦同ジ

一名以上

一 學務課長

一 縣會常置委員一名以上 地方稅支辨若クハ補助ノ  
尋常中學校ナキ縣ハ除ク

以上ノ外各縣知事ノ紹介ヲ經タルモノ

第三項 本會ハ毎年一回之ヲ開ク其場所ハ前會ニ於テ定ムル處ニヨル

第四項 本會ノ開期ハ開會五十日前ニ第五高等中學校ヨリ各縣ヘ通知シ各縣ハ開會二十日前ニ出席員ノ職姓名

ヲ第五高等中學校ヘ通知ス若シ特別ノ事由アリテ缺員アル縣ハ其旨ヲ開會前ニ第五高等中學校ヘ報知スルモノトス

第五項 本會ニ提出セント欲スル問題ハ開會廿日前ニ第五高等中學校ヘ送達スヘシ

但提出ノ準備ヲ了シ得ルモノハ前段ノ限ニ非ス

第六項 本會ハ務メテ胸襟ヲ披キ懇談スルヲ旨トスト雖モ時宜ニ依リテハ會頭ヲ設ケ普通ノ議事法ニ依ル事アルヘシ此場合ニ於テハ第五高等中學校長ヲ舉ケテ之カ會頭トス

第七項 本會ノ庶務ハ第五高等中學校職員及ヒ開會地ノ學務課員之ヲ擔任ス

第八項 本規約ハ出席會員過半數ノ同意ニヨリテ改正加除スルヲ得

以上ノ規約ハ各縣知事ノ承認ヲ得テ實踐スルモノトス

但承認ヲ得タル多數ノ縣ハ承認ヲ得サル少數ノ縣アルカ爲メニ實踐ヲ止ムルコトヲ爲サス

而して右の規約は、翌二十二年各縣知事の承認を得て、正式に成立したのである。

二十二年の協議會第一日は、十月十四日午前九時より、本會會議室に於て總會を開き、第二第三兩日は、午前八時より本校參觀、午後三時より六時まで、櫻井町通運會社に於て、教授上の談話を爲し、第四日は、午後三時より六時まで、前二日と同様の談話を爲したのであるが、「二十二年協議會摘要」中の「青木文部書記官演述大意」の一節を引けば、

二十二年  
協議會に  
於ける青  
木書記官  
の演述

余ハ今回文部省ノ命ヲ受ケ當聯合協議會ニ參席シ連日諸君ノ御説ヲ承リシガ彌本日ヲ以テ協議會ヲ終結セラル、ニ付聊カ一二ノ愚見ヲ陳述スベシ昨日諸君ノ御論中此會ノ性質ヲ協議會ナルヤ又ハ諮問會ナルヤノ疑問アリシガ余ハ此會ハ協議會デアアルコトヲ信ゼリ諸君余ガ此會ニ參席スルハ頗ル好機會ナレバ協議ノ事柄ニ依リ充分諸君ノ御意見ヲ質問スルモ差問ナキコト、總務局ヨリ承リ此心得ニテ參會セシガ今回ハ別ニ諸君ニ御質問ヲ要スルコトモ無ク單ニ御協議ヲ承リシニ止レリ尤モ本日迄ノ御協議ニシテ文部省ノ施政上ニ差問ヘアルカ或ハ文部省ノ制規ニ抵觸スル廉モアラバ辨明ヲ執ルノ考ヘナリシガ本日迄ノ決議ハ差問ユル廉モナク我々ニ於テハ至極満足ノコトト存ズ云々

とあることを以てその状態を知ることが出来ると思ふ。而して協議の内容は、尋常中學校より高等中學校への聯

緒に就いて種々討議の結果、直に本科へ入學し得べきことは當然の順序ではあるが、今日の實況に徴すれば、遺憾ながら優等生のみを採用するのも、止むを得ざる事情で、次第に門戸を開放すべきこと、倫理教授に關しては、教科書の選定に困難を覺ゆるが、結論に達せずして他日の研究問題となし、青木書記官も、「今日の場合、文部省検定の教科書中に就いて選擇し、擔當教師の斟酌に任せ、尊王愛國の主旨を敷衍し、國民たるの精神を充分涵養せねばならぬ。」と説き、又、人物査定の件に就いても意見を開陳したる後、

獨逸語ノ件ニ就テ西邨君ヨリ教頭會議決議ノ景況ヲ咄サレシガ各高等中學校教頭連署ヲ以テ文部大臣へ建議アリシガ爾來略ボ改正ノ運ビニ至ラントセリ諸君ニ於テモ之ガ改正ハ別ニ差閫ノ廉モナキト思料セバ歸京ノ上委曲本省へ具申スベシ是レ一ハ改正ノ運ビヲ早ムルノ一策ナルベシ儲テ本日迄段々諸君ノ御説ヲ承ルニ諸君ガ教育施設上ニ就テ熱心苦慮セラル、ノ點ハ我輩感伏ノ外ナシ此等ノ件ニハ委詳本省へ報告セバ大ニ施政上參考ノ資トナルコト多カラント考ヘリ以上申述ル所ハ余ノ愚見ニシテ且諸君ニ希望スル所ナリ

と結んでゐるが、文部當局者も、流石に協議會の熱誠を認め、その協議内容を多として、教育行政の改善に資せんとするの雅量を示してゐることが察せられるのである。

新校開校式の翌々日、即ち二十三年の協議會は、前年度の決議に基いて長崎に於て開いた爲に、十月十二日本校に開催せる協議會に就いては、詳細の記録もないが、一日を以て終了し、濱尾局長、川上視學官、富岡熊本・中野長崎の兩知事も臨席して居り、相當充實緊張せるものであつたことが察せられる。今、同月十月二十一日の官報第二千九十四號に據れば、

二十三年  
の協議會

協議會 第五高等中學校設置區域内各縣協議會ヲ本月十二日同校内ニ開設シ同校ト九州各縣公私立尋常中學校ト連絡ニ關スル諸件ヲ協議シ同日閉會セリ當日參會員ハ長崎縣尋常中學校長同學務課員同私立大村尋常中學校主及副校主私立平戸猶興館教員福岡縣立修猷館長及教員同豐津尋常中學校長同久留米尋常中學校長及教員同柳川橋蔭學館長及教員同學務課長大分縣尋常中學校長佐賀縣尋常中學校教員同縣會常置委員熊本縣學務課長及課員宮崎縣學務課長等ニシテ東京ヨリ出張ノ濱尾文部省專門學務局長同視學官川上彦次郎及富岡熊本縣知事同野長崎縣知事モ臨席セリ

二十四年  
の協議會  
と嘉納校  
長の氣魄

と記載してある。然るに翌二十四年十月二十六日午後一時より開かれた協議會は、恰も往年のその如く、否寧ろそれ以上の活氣を呈し、着任後間もない嘉納會長、開會を宣して直に質疑に入る。劈頭、豐津中學校長の質問に對して、嘉納校長は、

文部省ノ方針ヲ親フニ高等中學校ノ修業年數ヲ三ヶ年尋常中學校ノ修業年數ヲ六ヶ年トシ小學ヨリ次第ニ連絡ヲ付クルノ考按ナルガ如シ然リトスレバ本按ノ如キハ故サラニ文部大臣へ建議スルノ値アルヤ否ヲ疑フナリ併シ此事ハ固ヨリ未定ノ議ナレバ尙ホ諸君ノ高案モアルコトナルベク敢テ強ユルニ非ズと答辯し、それより原案の尋常中學校に豫備科を置くの可否に關して賛否互に論じた結果、之を建議とせず、校長より本會の意見として文部省に開申することとなつたのである。

次に、尋常中學校に於て、直接役に立たぬ獨逸語を課する代りに、簿記・經濟の如きを以てすべしと主張する者あり。校長は、

精細ノ事ニ就テハ追々審議ヲ盡スベキモ要スルニ終リノ一年ナリ二年ナリノ科ヲ分テ各々之ヲ建議スルト否トヲ議決シテハ如何

と提案し、それより尋常中學を二途に區別するの可否容易に決せず、校長より、「本按ハ頗ル審議ヲ要スルノ價値アル件ト認ムルニ依リ尙明日ノ會議ニ讓リテハ如何」と謀り、満場之に賛同して、久留米明善校提案の審議に移る。かくて嘉納校長・櫻井教頭夫々質問に應答したる後、本校發案の規約修正の件を議決し、第二條の審議に懸る。而して之に就いて、各中學の試験問題交換の實績に徴して存廢兩論あり、又、或者は教科用書配當表に生徒進歩成績表を添へんことを主張す。之に對して校長は、「左ラバ其事ハ協議會ノ問題外トシテ各校隨意ニ相談スルコトトシテハ如何」と謀り、結局、今後は試験問題教科用書配當共互に交換することを止めて、都て當會へ各自持參することに決し、成績表に就いては、明日に讓ることとなつたのである。

かくて嘉納校長は、

然シテ茲ニ當會ニ向テ豫メ御相談ヲ要スル事アリ他ニアラス抑モ本會ヲ開クニ就テハ遠方御苦勞ノ方モ尠カラズ左レバ成ルベク多クハ利益ヲ收メテ歸縣セラル、様致シ度ク切望スル所ヨリ向後最モ必要ナルモノハ何ゾト謂フニ授業方ノ改良ヲ計ルニ在ルベシト思惟ス仍テハ得意トスル所ノ授業方法ヲ當會へ持出しテ他ノ批評ヲ受クル等ノ事ニ及バ、隨分利益アルベク信ズ諸君若シ大體ヲ賛成セラル、ナラバ其方法ノ如キハ小官原按者トナリテ明日之ヲ提出スベシ

と謀る所あり、會員中より、「授業方講習ノ如キハ先ヅ貴校ヨリ始メラレンコトヲ請フ得ベキカ」と問ふ者あるに

答へて校長は、

國語漢文外國語ノ如キハ隨分授業法ニ功拙多カルベシ明年若シ當會へ出席スルヲ得バ修身科ノ如キハ小官自カラ之レガ講習ニ當ラント期ス其方法等ハ明日提出センコトヲ期ス

と所信を披瀝せるあたり、校長當年の意氣と抱負とを偲ぶに足るものがあるのである。

第三日は、二十七日午前九時半より開會、先づ校長より本校提出の協議會規約改正案に久留米案を參酌して修正せるものを朗讀すべしとて、教頭をして朗讀せしめ、二三質問ありて後、異議なく之を可決し、昨日より持越の生徒進歩成績表に就いて審議を始む。然るに依然として決せず、已むを得ず校長は舉手を以て可否を定むることとし、反對者の舉手を促せば、その數九人、次に賛成者を促せば、舉手八人で、數的には否決された譯であるが、井芹氏の如きは、「中ヲ折シテ不都合ノ廉ノミ改正ヲ加ヘバ強チ本按ヲ全斥セザルモ可ナルベシ且鈴木君ハ採決ノ際離席セラレタレバ同君ノ意見ヲ問ハレタシ」と申出で、因つて校長、同氏の賛否を質せば賛意を表し、茲に賛否相半するの狀態となる。仍て校長は、教頭に對して慣例を尋ね、教頭は別に慣例とてもなければ、通例の會議體に倣つて、會長の採否に俟つべき旨を答へ、異議者も無かつたので、大體を採用することに決し、製表上精粗の事に涉り、二三議論の末、大綱は原案に従ひ、その精粗は各校の調製に一任することとなつたのである。

是に於て校長は更めて、「右ノ如ク決シタルニ就テハ進歩成績表ニ教科用書配當表ヲ添ヘテ本會ニ持參スルノ外試験問題及答稿等ハ副ユルニ及バザル事ニ確定ス」と宣し、次の事項に入る。然るに尋常中學に於ける學科を、高等諸學校に進む者と、直に實業に就く者とに對して、二途に分つことに關しても、可否の論陣堅くして互に讓ら

ないので、校長は、

學科分岐ノ可否ニ就キテ各々議論セラル、ガ余ガ見ル所ニ依レバ分岐説ノ如クスレバ現在ノ科程ニ様ト本按ニ依リテ附加スル學科ト都合ニ様トナル斯克ノ如ク尋常中學生ニ種々アリテハ高等中學ニ於テ入學者ヲ待ツニ甚ダ困難ナリ右等ノ點ハ宜ク御注意アルベシ

と注意を促す所ありて後、原案の如く某學科を附加することに同意する者に舉手を要むれば、その數十五人にし採用に決し、建議の方法は、校長より文部省へ申報することに諒解を得たのである。

かくて昨日校長發議の教授方法等に關する取調を報告すれば、學科に依り受持教員を豫定し、次回に講述すべき學科を凡そ二科として豫め之を定め置きたし、と提言する者があり、之を可決して一應會を閉ぢ、午後一時再び着席を俟ちて投票紙を配布し、投票の結果、英語七、倫理七、地理七と、三科同數の爲、更に舉手に問うて英語及び倫理と決定し、次で、本會規約中の修正案を審議可決したる後、次回も熊本に於て開催することとなつたのである。

二十五年の協議會

翌二十五年の協議會に於ては、九州各縣より二十餘名參集、佐賀縣尋常中學校の建議案を審議の結果、左の如く決議してゐる。

第一項 九州各縣尋常中學校ノ學年ヲ四月一日ヨリ翌年三月卅一日マデト定メ第五高等中學校モ之ニ適合スル様漸次學年ヲ改ムル事

本項ハ協議ノ末到底一定シカタキノ事情アレバ各校ノ適宜ニ任ス事

第二項 文部省ニテ施行セラル教員學力檢定試験ヲ九州地方ニ限り特別ニ九州ニテ施行セラレンコトヲ請願スル事

本項ハ協議ノ末左ノ理由書ヲ以テ之ヲ第五高等中學校ヨリ文部大臣ニ請願センコトヲ決議ス

文部省ニ於テ施行スル教員學力檢定試験ヲ特ニ九州ニ於テモ施行セラレンコトヲ望ム

理由(省略)

第三項 尋常中學校學科課程ノ改正ヲ文部省ニ請願スル事

本項ニ關シテハ文部省モ種々取調中ニ付殊更ニ請願セザルモ本項ノ主旨ヲ會長ヨリ文部大臣へ申報シ置クコトニ決ス

而して前年の協議會に於て決定せる英語及び倫理の授業法を討議の結果、英語の授業法は、從來廣く行はれてゐる所謂變則法を一變して、不完全ながらも書物を理解する力のみ先づ進みて、會話作文の力は遙に劣り、又は文法の書は之を解し得ても、之が活用に熟せざるが如き弊を矯めて、作文文法會話譯解を以て、別種の課目と見做さず、なるべく結び合せて之を教授し、相扶け相倚りて進歩を圖ることに決定を見たのである。

然るに、倫理の授業法に關しては、各校の意見一致せず、或は口授のみに依るべしと説き、或は論語・小學の類を教科書に使用すべしと述べ、或は又、一部は論語・小學の類に就いて教授し、一部は倫理學の書物に就いて教授するを可とすと主張して、何等歸一することは出来なかつたにしても、授業の利害得失を講究することを得て、各々大いに益する所があつたやうである。而してその大勢は、尋常中學に於ける倫理教育は、勅語を基とし

て之を布衍し、多數の教育ある現時の日本人が、日本の道徳として認むる所の道授けることとし、其の授業法は口授を以て最良とはするが、目下多數の學校に於ては、書物を用ひることを却つて便利としてゐる事情に鑑み、必ずしも之を一定せず、又、教科書の如きも、各校の適宜に任せ、たとひ書物になくとも、生徒に必要と認めものは、務めて口授を以て之を補ふことにすると云ふに在つたやうである。

次に、這回の協議會に於て特筆すべきことは、雜誌「九州中學教育要報」發行の件を定めたことである。

九州中學  
教育要報  
發行の件  
決定

一、第五高等中學校ハ授業法及生徒ノ薰陶管理ノ方法ヲ講究シ又各學校ヲシテ相互ニ其狀況ヲ知ルノ便ヲ得セシメンガ爲メ毎年數回中學教育ニ關スル雜誌ヲ發行セントコトヲ發議シ滿場ノ同意ヲ得テ左ノ通約束ス

(一) 九州中學教育要報ト云フ表題ニテ一ヶ年三回刊行ノ雜誌ヲ發行スルコト

(二) 雜誌中ニハ論說(中學教育ニ關スル各種ノ論說ヲ掲グ)實驗(授業管理等ノ實驗ヲ掲グ)雜報、法令、

廣告ノ諸欄ヲ設クルコト

(三) 材料ハ各學校ヨリ蒐集シ費用ハ各學校ニ於テ私費ヲ以テ之ヲ負擔シ編纂事務ハ第五高等中學校ニ引受ル事

其の他來年の會場は本校と爲し、授業法講究の課目は、國語漢文及び數學と定むる等、種々の打合約束等を爲して、この熱心にして有益なる會議を了つたのである。

二十六年  
の協議會

明治二十六年に於ける協議會は、前年の本會に決定せる數學及び國語漢文科の授業法に就いて討議の結果、左の如く決定されてゐる。

一、數學ノ授業法ハ各校提出ノ案ハ大同小異ニシテ有益ノ方法モ少カラズ因ツテ互ニ其長ヲ取リテ實行スルコトニ一定ス蓋シ幾何學ニ付テハ尋常中學校第一年級ニ於テ幾何初步ヲ廢セントスルノ說アリ又畫學中ニテ簡單ニ之ヲ授クルヲ可トスルノ說アリタルモ結局尙研究ノ上來年ノ會議ニ於テ兎モ角モスルコト、ナリ又數學全般ニ就キテモ十分研究シ其成績ヲ次會ニ報告シ尙課程ヲ一致スルノ必要アレバ其時ニ定ムルコトニ決ス

一、數學ノ教科書ヲ一定セントスルノ建議アリタルモ種々質問ノ未賛成者ナク終ニ否決ス

一、國語科授業法ハ協議ノ上本年ノ夏第一高等中學校ニ於テ文部省ヨリ開カレタル國語科講習會ノ主旨ニ依リテ教授シ且ツ倫理科ニ資スルモノハ務メテ之ヲ利用シ其活用ヲ擴ムルコトニ決ス

一、漢文科授業法ハ漢文科ハ國語科ト連絡ヲ通ジテ其活用ヲ助ケ難澁拮屈ノ文ヲ避ケ平易流暢ノ文ヲ作ラシムルニ注意シ其材料ノ如キハ可成倫理科ニ關スル事柄ヲ利用スルコトニ決ス

一、漢文科讀本編纂ノ建議アリタルモ來會マデ延スコトニ決ス

一、尋常中學校ノ學科課程等ノ改正ニ付各府縣尋常中學校長ヲ召集セラレンコトヲ協議會ノ名ヲ以テ文部大臣ニ建議スルコトニ決ス

一、九州中學教育要報ヲ一層擴張シ學藝ノ一欄ヲ加ヘ普通教育ニ關スル諸種ノ學說ヲ記載シ以テ相互ノ便益ヲ謀ラレンコト、シ又發刊期ヲ二月五月十一月ニ改メ各學校ニ於テ主任者兩三名ヲ命ジオクコトニ決ス

一、來年ノ會場ハ第五高等中學校トシ授業法講究ノ課目ハ歴史、地理ニ決ス

二十七年  
の協議會

翌二十七年十一月十一日より三日間、本校に於て開かれた協議會は、九州各縣は勿論、中國四國よりの來會者

もあり、その數に於ては未曾有と記されてゐる。而して協議事項は、文部省提出の諮問案、各校提出の地歴教授法、福井教授提出の萬國歴史教授方案、内田教授提出の支那歴史教授方案、笠間教授提出の日本歴史教授方案等で、中川校長會頭となり、先づ諮問案に就いて審議し、逐條的決議法に依り、

一、生徒各人の境遇及び目的を知ること 師弟の道擧らざるは種々の原因あれども、學校の組織に關すること一の原因なり。即ち教師と生徒とは教場内外にて親く相知る機會を有せざるが故に、この弊を矯め感化誘掖の功を擧ぐるには、先づ各級に主任教師を置き之をして生徒一身に關する事項に就き責任を有せしめ、漸次其本分を完ふせしむるを要し。次に校内若くば學校附近に校長及び教師の宿舍を建て、家族團樂の感情を生徒に及ぼし、訓育の目的を達し易からしむべきなり。

一、語記を省くべき事 教授上語記誦を避け、理解的記憶を主とするは勿論なり。然れども全く單獨の記憶を廢するは不可なり、否寧ろ或る教科には之を用ゆる必要ありとす。

一、試験の設題に注意すべき事 試験の設題は生徒の暗記的記憶を試るに非ずして、理解を試むるものなり。等を決議し、第三日には各校提出の方案を、會員の投票に因つて濟々費提出案に定め、同案並に三教授提出案に就いて、互に質問應答の結果、各自の研究問題として殘すこととなり、來年の協議會も、投票に因りて本校と決し、議題は生理及び動植物教授方案となつたのである。

協議會規約に關する松平知事の要望

然るに明治二十九年一月、時の熊本縣知事松本正直氏は、中川校長宛、協議會會規に關して左の如き公文書を發した。

第五高等學校設置區域内各縣協議會規約第二項第五款ニ依り府縣會常置委員モ同會ニ出席スルコトニ相成居候處右ハ當初尋常中學校ノ設備等多少經濟ニ關スルコトモ有之トノ考ヨリ右様相成居候コト、存候然ルニ現今右協議會ニテ協議相成候事件ハ専ラ教授管理方法並高等學校入學生徒ニ關スル聯絡等ノ問題ニ止マリ經濟ニ關スルコトハ至ツテ尠ク從ツテ同會ニ常置委員ノ出席スル必用無之ノミナラス右等事件ノ協議ニ常置委員ノ加ハルハ却テ穩當ナラサルノ嫌有之候間御賛同ノ多數ヲ得テ同規約第二項第五款一縣會常置委員一名以上地方稅支辨若クハ補助ノ尋常中學校ノ一欸ヲ削除候様致度此段及御協議候也

區域内及連絡尋常中學校名

而して明治二十八年度本校一覽に記してある區域内及連絡尋常中學校は、長崎縣尋常中學校、私立尋常大村中學校、平戸猶興館。福岡縣立尋常中學修猷館、福岡縣久留米尋常中學明善校、福岡縣豐津尋常中學校、福岡縣尋常中學傳習館。大分縣尋常中學校。佐賀縣尋常中學校。熊本縣尋常中學濟々費。宮崎縣尋常中學校。鹿兒島尋常中學校。大阪府第一尋常中學校。兵庫縣尋常中學校。島根縣第一尋常中學校、島根縣第二尋常中學校。香川縣尋常中學校。愛媛縣尋常中學校。高知縣尋常中學校、高知縣尋常中學海南學校等である。

然るに同年六月には、明治三十年四月以降、大學豫科へ生徒を入學せしむるには、高等中學設置區域に依らざる儀と心得べき旨の訓令が發せられたので、明治三十年以後の協議會には、第五地方部の語を用ふべき理由は無い筈であるのに、明治三十五年の雜件綴には、依然として用ひられてゐる。但、會員を本校の職員と尋常中學校の職員に限定されたが、今、前掲の規約と相違するものを擧ぐれば、

協議會組織内容の變更

第五地方部高等學校及尋常中學校協議會規約



第五地方  
部高等學  
校及尋常  
中學校協  
議會規約

第一項 本會ハ第五地方部中學校教育ニ關スル諸般ノ事項ヲ協議スルカ爲ニ之ヲ設ク

第二項 本會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス  
一、高等學校職員 若干名

二、尋常中學校職員 若干名

第三項 本會ハ毎年一回熊本ニ於テ之ヲ開ク其期日ハ第五高等學校長ノ定ムル處ニヨル

第七項 本會ノ庶務ハ第五高等學校職員之ヲ擔任ス

道 加

第三地方部中ノ尋常中學校職員ニシテ本會ニ出席スル者ハ協議上第五地方部出席者ト異ナル處ナシ但シ議題ノ種類ニ依リテハ其決議ノ數ニ加ヘザルコトアルベシ

之を要するに、本校に於ける協議會の組織が如何に當を得て居り、且その内容も充實して居つたことが察せられよう。然るに商議員規程は、前掲の如く、明治三十四年、文部大臣の命令を以て之を廢止せられたのは、高等學校並に尋常中學校の形式内容共に漸次整備充實して來た爲に、その必要を認めなくなつたことは云ふまでもなく、本校に於ける聯絡協議會も、聯絡區域は既に撤廢せられて、事實上不可能になつたからであらう。それは兎も角も、本協議會なるものが、九州地方を中心として、尋常中學校との聯絡を圖つたばかりでなく、教育内容の改善に貢獻せしことも亦、甚だ大きいものがあつたことは申すまでもない。

序に記して置きたいことは、「明治廿一年度第五高等中學校經費豫算ノ内各縣分擔額議案説明書」、「明治廿一年各縣人口比較」、「生徒數及經費」等に就いてである。

本校經費  
の各縣分  
擔

本校の經費に關しては、中學校令第五條に依り、國庫支出の外に、勅令第四十號及び文部省令第八號に依り、設置區域内各縣地方稅より支辨する場合に於ては、地方稅の負擔總額は、當分の内文部大臣之を定め、各縣の分擔額は、知事協議の上之を査定し、縣常置委員の互選を以て、各委員三名を出して之を議定することゝなつて居り、地方稅より支辨すべき總額十分の七分五を二分し、その中一半は、各縣國稅高竝に地方稅を率とし、他の一半は、人口數を率として之を定め、其の十分の一分五は、該校本部設置の熊本縣に増課し、他の十分の一は、醫學部設置の長崎縣に増課したものである。今一例として、明治二十年十月十四日より開會せる第五高等中學校明治二十一年度經費各縣分擔額議定委員會に於て議定せる各縣分擔額を示せば、

(括弧内ハ豫算案)

一金二千八百六十五圓 (四千六百四十九圓)	長崎縣負擔額
一金五千七百九十三圓 (四千三百四十五圓)	福岡縣負擔額
一金三千五百三十三圓 (二千六百五十圓)	大分縣負擔額
一金二千七百四十三圓 (二千五十七圓)	佐賀縣負擔額
一金四千五百八十三圓 (七千八百八十七圓)	熊本縣負擔額

一金千七百八十圓 (千三百三十五圓)	宮崎縣負擔額
一金三千七百三圓 (二千七百七十七圓)	鹿兒島縣負擔額
合計二萬五千圓	

となつてゐるが、兩者を比較して見ると、長崎・熊本に於て著しく減じ、福岡・大分・佐賀・宮崎・鹿兒島に於て相當額を増してゐるのは、「斯ク修正議決セシ要旨ハ七縣聯合ノ學校費ナレハ其分擔額ニ於テモ一半ハ各縣國稅高及地方稅高ヲ率トシ一半ハ人口數ヲ率トシテ之ヲ定ムルハ正當ニシテ生徒修學等ノ便否ニ依リ特ニ學校設置及醫學部所在ノ縣へ増加スヘキノ理ナシ」と云ふに在つたものゝ如くである。(明治二十年十月二十七日官報)

然るに同年八月七日、内務大藏兩大臣連署を以て、來る二十二年以降は、追つて何分の心得方相示す迄、地方稅の分擔を止むる旨の通知があつた。(濱尾氏演述參看)而して明治二十一年八月二十二日の官報には、「熊本縣ニ於テ第五高等中學校明治二十二年度經費分擔額議定委員ヲ互選セシメタルニ常置委員嘉悅信之、紫藤寛治、菅貫ノ三名當選セリ」とあれば、果して二十二年以降止められたか否かは分明でない。

明治廿一年九州各縣人口比較

長崎縣	七〇八、五三三人
福岡縣	一、一四六、六〇九人
大分縣	七六一、五五六人
佐賀縣	五二二、九二七人
熊本縣	一、〇〇三、三七〇人

宮崎縣 鹿兒島縣

三八三、二四七人  
九三五、六一五人

九州各縣尋常中學校及生徒數

校名	調査日	五年	四年	三年	二年	一年	總計	一ヶ年經費
長崎縣尋常中學校	明治廿二年十一月一日	一六	一九	四四	五四	一〇八	二四一	八、三四三・九三一
私立大村尋常中學校	—	一一	二五	三六	四四	八一	一九七	四、五八三・四一八
平戸 猶興館	明治廿二年十一月中旬	—	二一	五六	四七	四八	一七二	四、七一〇・〇〇〇
福岡縣修猷館	明治廿二年九月末	二七	五一	五七	二九	二〇三	三六七	七、三三三・三三五
豐津尋常中學校	明治廿二年十月末	二〇	二八	三八	七八	一〇五	二六九	五、二八四・〇〇〇
久留米 明善校	—	一六	二五	三七	八〇	一三一	二八九	四、二七五・〇〇〇
柳川 橋蔭學館	明治廿二年十一月初	一四	二三	三五	五三	八〇	二〇五	五、九一一・〇〇〇
大分縣尋常中學校	明治廿二年十一月初	一〇	一四	三〇	四五	七一	一七〇	六、八四三・二〇五
佐賀縣尋常中學校	明治廿二年十月末	二六	四一	七七	一〇一	一二二	三五七	九、三七二・〇〇〇
私立 濟々 養	明治廿二年十一月廿四日	—	八	三六	九五	一四七	二八六	四、一一八・五二〇
宮崎縣尋常中學校	明治廿二年十二月初	—	—	—	—	八〇	八〇	二、四七七・八五三

となつてゐる。以て當時に於ける九州各縣民度の一端を知ることが出来る。

第四節 御宸署の勅語と勅語演説